



終活に役立つ！ 生前対策ブック



目次

はじめに 2～

終活について 4～

生前対策と終活の違い 6～

終活を始める時期 7～

終活でやるべきこと 9～

エンディングノートとは？ 12～

エンディングノート書き方 14～

遺言書の必要性 16～

自筆証書遺言について 18～

公正証書遺言について 22～

遺言能力について 24～

遺言書の付言事項 26～

相続税について 28～

相続税の節税対策 32～

認知症対策～任意後見制度～ 38～

目次

見守り契約 42～

財産管理等委任契約 44～

死後事務委任契約 46～

民事信託 48～

はじめに

日本は、間もなく超高齢化社会に入り、2025年に高齢者人口は3500万人に到達すると言われていています。

高齢者世帯の約7割を一人暮らし・高齢夫婦のみ世帯が占めると見込まれています。

中でも高齢者の一人暮らし世帯の増加が著しく、一人暮らし世帯は約680万世帯（約37%）に達すると見込まれています。（厚生労働省調べ）

昨今、「終活」「生前対策」といったワードをよく耳にします。

これらのワードをよく見かけるようになったのは、日本の高齢化問題が、待ったなしの状況である現れでしょう。

このテキストをダウンロードして読んで下さっている方は、高齢化社会への漠然とした「不安」を感じている方が多いと思います。

このテキストでは、終活、遺言書、相続税などの生前対策に関することに焦点をあてて、解説しています。

実際にご自身が、当事者になった際に役立つように、
そして「不安」の解消に繋がるツールとしてご利用い
ただければ、幸いです。

太田合同事務所
司法書士 太田 徹

そもそも終活ってなんだ??



終活や生前対策の具体的な事柄の解説に入る前に、まず終活や生前対策の概要について説明していきます。

終活について

終活というものに、確たる概念はないみたいですが、日本公証人連合の小坂敏幸氏によれば、「終活とは医療介護の要望、身辺整理、遺言、相続手続きの準備を指す」そうです。

その方の晩年の過ごししかたを決めて、亡くなった後の手続きの準備するといったところでしょうか。

終活は、一人の専門家というより、複数の専門家がそれぞれの角度から絡んでいくイメージだと思います。

例えば司法書士は、相続手続きや遺言書の作成、生前対策でしょうし、税理士の先生も生前贈与や相続税の申告で絡むと思います。

また医療面でお医者さんが絡みますし、介護が必要であれば介護士やケアマネージャーの方が絡むでしょう。

終活はそういった、各方面のかかりつけの専門家を決めておくことです。

それぞれの専門家としっかりコミュニケーションをとり、自分の希望の「終わり方」を伝えて最適な方法や手続きを提示してもらおう。
これが終活ではないかと思います。

生前対策と終活の違い



生前対策と終活の違い

終活とセットでよく出てくる、「生前対策」というワードですが、「終活」との違いは、「生前対策」の方がより狭い意味での捉え方になるでしょう。

例えば、遺言書作成、相続税対策、生前贈与など法的な意味合いが強いのが「生前対策」
エンディングノートや介護、延命治療のことなどを含めた広い捉え方だと「終活」になります。

ただ、確たる定義がある訳ではないので、あくまでニュアンス的な意味合いでしかありません。

終活を始める時期

START

終活を始める時期

まず最初に申し上げると、終活を始める具体的な年齢は、はっきり言ってありません。

というのも、理由がありまして、そもそも終活というのは、エンディングノートを書いたり、遺産の整理をしたり、生前の対策として、遺言書や相続税対策をすることです。

これらのことをするには、ある程度その方の資産が固まって相続人が確定した状態にならないと、やろうと思っても出来ないからです。

さらに言うと、終活を始めようとする方のその時の状況（年齢、健康状態、判断能力、職業など）によって終活の適正な年齢は変わります。

ではベストな状態は？と聞かれれば

『資産、相続関係がはっきりしていて、健康状態の良好な、頭のしっかりしているうちに』

と言うのが答えになります。

つまり、人による。

ということになってしまいます。

90歳を超えても、健康で頭のしっかりされている方もいますし、若くして、亡くなられてしまう方もいます。

上記のような基準に自分を当てはめてみて、適切なタイミングを見計らうしかないでしょう。

終活でやること



終活についての具体的な内容を上げていきたいと思いをします。

終活には、生前と死後で様々なことがあります。

生前にすべきこと

医療・介護に関する ご自身の意思

- ・ 寝たきり、認知症になった時の望む生活
- ・ 延命治療の意思
- ・ 臓器提供や献体についての意思
- ・ 尊厳死の意思



資産や所有物の整理管理

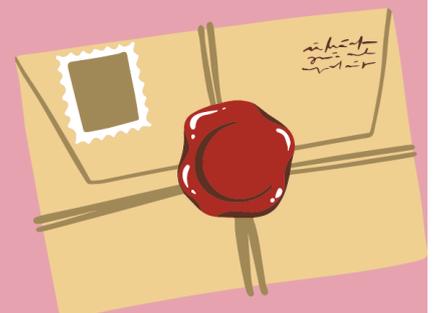
- ・ 預貯金、保険の相続手続きについて
- ・ 不動産の管理、整理
- ・ 不用品の整理



死後にすべきこと

相続手続きの意思

- ・ 家族へ残すメッセージ
- ・ 生前に遺言書を作成するか否か
- ・ 遺産の分配について



葬儀やお墓の希望

- ・ 葬儀の希望形態
- ・ お墓の希望形態
- ・ 葬式に呼ぶ人呼ばない人



どうでしょう？

多いと感じたでしょうか？

それとも少ないと感じたでしょうか？

今回は、大きく4つの分野に分かれています。実際には、さらに細かく分類出来ます。

一度に全てを行うことは無理でしょうから、上記の中から、自分の出来そうなことから始めてみるのも良いと思います。

エンディングノートとは？



まず始めに、エンディングノートとは自分に何かあったときに、家族が困らないように自分の様々な事柄の意思表示を書き記しておくノートです。

具体的には、下記の事柄があります。

- ・ 終末医療の意思
- ・ 葬儀、お墓、供養の希望
- ・ 家族や身近な人へのメッセージ
- ・ 交友関係
- ・ 資産の内容
- ・ 自分の人生の軌跡

では「遺言書」と何が違うのでしょうか？

最大の違いは、法定拘束力がエンディングノートにはない点です。

遺言書は作成者が死亡したら、効力を発揮し、拘束力があります。

様々な相続手続きで使用することになります。

エンディングノートは原則、法定手続きで使用できません。

ただエンディングノートは、家族に対しての一定の拘束力があると言えます。

エンディングノートがあったが故に、遺産の処理などが円滑に収まるケースもあります。

エンディングノートの作成の際の注意点として、エンディングノートの存在を誰かに知らせておくことです。

緊急事態があった時に、エンディングノートの存在を誰も知らなくては意味がありません。

ただ重要な資産のことなどは、別途資料を作成するなど、知られないような工夫も必要です。

エンディングノートの書き方



では次は、エンディングノートの書き方と注意点です。

まず、エンディングノートを書く際に、本屋さんなどで、市販のエンディングノートがたくさんあると思います。

市販のものであれば、書きやすくまとまっているのでそれを購入するのもありだと思います。

市販のエンディングノートを選ぶ際の**注意点**

- ・ エンディングノートを書く目的を整理した上で、目的に合ったものを購入する
- ・ 自分の性格にあった内容のノートを選ぶ
(細かい内容、シンプルな内容、文字数の多さ)

- ・デザインが自分が好きかどうか
(最後まで書ききれるように自分好みなデザインのものにして、気分を上げましょう)

エンディングノートを書く際の**注意点**

- ・焦らずゆっくり時間をかけて書く
- ・優先度の高い事柄から書きましょう
(貴重品の保管場所、終末医療の意思など)
- ・パソコンよりも手書きで
- ・内容の変更は何度でもOK
- ・財産情報などの記載がある時は、他の方に見られないような保管場所を選びましょう

まずは書けそうな所から、少しずつ自分なりのエンディングノートを書いて行くことをお勧めします。

遺言書の必要性



遺言書と聞くとどのようなイメージをお持ちでしょうか？

身近なイメージを持つ方は少ないと思います。

ほとんどの人は、人生で一度しか書かないので、当然と言えば当然なのですが…。

しかしこの遺言書は、あなたの死後に相続手続きを円滑にする、非常に大きな役割を果たしてくれるとても重要なものです。

近年、通常の話し合いで（遺産分割協議）相続の折り合いがつかず、裁判所に話しが持ち込まれるケースは昭和から平成にかけて、10倍近くまで増えています。

「ウチは揉めるほどの資産はないから大丈夫！」と思った方。

相続は揉める時は揉めるもので、資産額というのはあまり関係ありません。

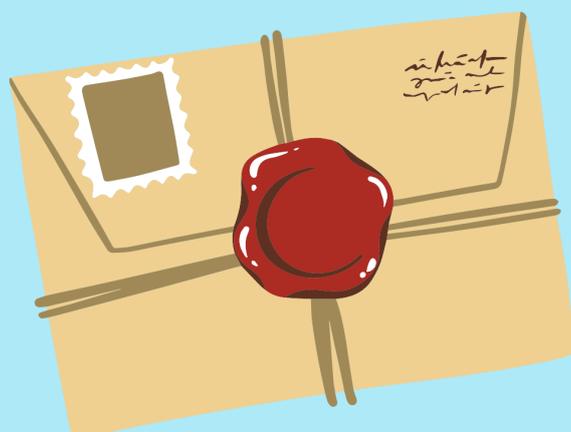
少し古いデータですが、平成19年に裁判所が公表しているデータによると、遺産分割調停（相続手続きの話し合いがつかず、裁判所で話し合いがされること）の約3割が財産額1000万円以下の事件です。

実際に私の身近でもありましたし、司法書士の仕事をしていると揉めているケースはよく見ます。

そしてこの揉め事を最小限に抑えてくれるのが「遺言書」なのです。

自分の意思を明確に遺言書に残し、残された家族への配慮として遺言書は是非書きましょう。

自筆証書遺言について



遺言書は一般的なものとして『自筆証書遺言』と『公正証書遺言』の2種類があります。

自筆証書遺言は文字通り自筆で書いた遺言です。

名前通り、パソコン等での印字したものはだめですし、押印が必要だったり日付記入が必要だったり法的要件があります。

メリットは手軽に費用をかけずに、用意出来ること。

デメリットは紛失の恐れや法的要件を満たしてないと無効なものになる恐れがあります。

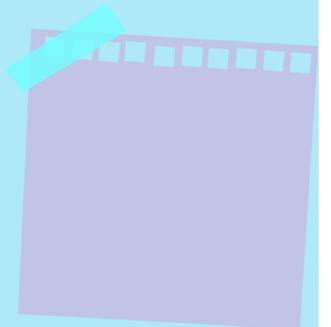
また手続きで使用する時に裁判所での検認手続きが必要になります。

(法務局に自筆証書遺言を預けた場合には検認が不要)

自筆証書遺言の書き方の**注意点**

- ・ 遺言の作成日付け、氏名、遺言書の全文を自書して押印
- ・ 相続財産目録はパソコンを利用した書面通帳コピー等でもよいが全てに署名押印
- ・ 訂正がある場合には訂正印必要

*** 昨今、印鑑不要の流れですが
遺言は法律で定められているので必要**



相続税の申告が必要になるような高額な資産をお持ちの方は、もう一つの公正証書遺言の方がオススメです。

また高額な資産がなくても、原則的には公正証書遺言をお勧めします。

理由は、確実に手続きで使用できる遺言書を残すためです。

自筆証書遺言の場合には、デメリットで書いた通り、無効になる危険性があるからです。

もし自筆証書遺言にするのであれば、法務局の保管制度を利用すべきです。

自筆証書遺言の保管制度

自筆証書遺言の場合、自分で書いて保管すると紛失の恐れがあります。

遺言書ですので、亡くなった方が書いたものです。生前保管場所などをしっかりと確認していればいいですが、書いたのは知ってるけどどこにあるんだかわからない！

なんてこともありえます。

いくら書いたとい言っても、モノがなければ手続きでは使用できません。

自筆証書遺言にしたいけど、紛失や改竄されないか心配…。そんな時に役立つ制度があります。

法務局が管轄している、自筆証書遺言保管制度です。

遺言者が死亡してから、原本は50年間、画像データは150年間法務局で保存されるため、改竄や紛失の恐れは限りなくゼロに近いです。

また他にもメリットとして、通常自筆証書遺言は検認手続きという、裁判所での手続きを経ないと登記手続き等で使用出来ませんが、遺言書保管制度を利用すれば検認手続きが不要になります。

そして費用も同じ遺言である公正証書遺言に比べて安い
です。

申請は3900円で出来ます。

ただ先ほども記載した通り、自筆証書遺言は法的要件を
満たさないと手続きでしようできませんし、保管制度を
利用しても、遺言書の内容まで、法務局は精査してくれ
ませんのでご注意ください。

公正証書遺言について



公正証書遺言とは、遺言者が公証人の目の前で遺言の内容を口頭で話し、それに基づいて公証人が遺言者の意思を文章にまとめ公正証書遺言として作成するものです。

作成するには、最寄りの公証役場に行っていたるか、出向くことが難しいようであれば、公証人が自宅や病院へ出張することもできます。

メリットは、公証人の認証が入りますので無効になることのない確実な遺言書が残せます。

デメリットは、費用がかかること、（例えば、相続財産額が3000万円の場合約3万5千円ほどかかります。目的額によって費用は変わります。）

また作成するのに内容の打ち合わせ、証人が2人必要であったり、手間がかかります。

よく自筆証書遺言と公正証書遺言の違いや公正証書遺言のメリットについて聞かれるんですが、主に下記のような事柄があります。

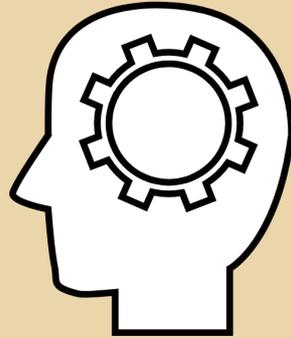
公正証書遺言と自筆証書遺言の違い

- ・ **自筆証書は検認が必要（保管制度を利用すれば不要）**
公正証書は検認不要
- ・ **自筆証書は紛失の可能性あり**
（保管制度を利用すればない）
公正証書は公証役場で保管
- ・ **自筆証書は費用がリーズナブル**
公正証書は自筆証書に比べると高め

公正証書遺言のメリット

- ・ **安全確実な遺言**
- ・ **自書が不要**
- ・ **原本が公証役場に保管される**
- ・ **遺言の検認手続きが不要**

遺言能力について



遺言書の有効要件には、様々なものがありますが遺言者が意思能力がない状態で、遺言書を作成することはできません。

下記では、遺言能力についての事柄を書いています。

- ・ **認知症であることが遺言能力のないことには直結しない**
- ・ **遺言者の作成時点の判断力、状況等に照らし個別具体的に遺言能力は判断する**
- ・ **認知症の程度を測るのでよく使用するのは長谷川式認知症スケールで、これは瞬間的な記憶力や環境への認識を測る**

- ・ **まだら認知症の場合、遺言時点での体調等もポイント**
- ・ **遺言作成の経緯や動機が納得いくものであれば遺言者の意思があったといえる**
- ・ **遺言者が遺言内容をしっかり理解していたかも大事な要素**

遺言書の 付言事項について



遺言書は遺言者の方の相続分をどのように分けるのかなど記載して、法的に効力の持つ書面です。

遺言書の中で、付言事項という項目があります。

付言事項は、法的に効力を持たない部分です。

というのも、付言事項は遺言者の最後のメッセージのような部分で、感謝の気持ちを伝えたり、遺言内容がなぜこのような形になったのかの理由を記載したりします。

一見すると必要なさそうな気もしますが、遺言書というのはどうしても法律的な言い回しが多くなり、無機質な文章になりがちですので、付言事項で人間味のあるその人らしい文章を書くのです。

そして法的効力はない付言事項ですが、上記のような記載をすることで相続手続きの際にトラブルがおこりにくくなる効果があります。

付言事項で率直な気持ちを書き、相続人や受贈者への理解を求めることで、相続のトラブルを防ぐわけです。

遺言書作成を考えの方は、付言事項を記載してみてもいいか
がでしょうか？

相続税について



相続税は、相続や遺贈で財産を取得した人及びその被相続人（亡くなった方）に係る相続時精算課税適用者が申告人になります。

相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に申告する必要があります。

相続税の基礎控除額を超える場合に、申告の必要があり、控除額を超えない場合には、必要ありません。

亡くなった方の死亡時の住所地の所管税務署長が提出先になります。

申告の必要書類は、多岐にわたり非常に煩雑な手続きですので、申告が必要な場合には、税理士の先生に依頼することをお勧めします。

相続時精算課税の制度

原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です

この制度のメリットとして、相続税の申告の必要がない場合でも、相続時精算課税を適用した財産について既に納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

（相続開始日の翌日から起算して5年を経過する日まで）

相続時精算課税適用者とは

原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合の各当事者のことです。

相続税のかかる財産

相続税のかかる財産には、主に下記のものがあります。

すべて、亡くなった方が死亡当時に所有していたもの。

- ・ 現金
- ・ 銀行預金
- ・ 郵便貯金
- ・ 株式
- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 事業用財産
- ・ 家庭用財産
- ・ ゴルフ会員権

すべての財産は、時価で評価されます。（相法22）

相続税のかからないもの

相続税がかからないものの代表例として以下のものがあります。

- ・ 墓地
- ・ 仏壇
- ・ 仏具
- ・ 相続人が受けた生命保険の一定額
- ・ 相続人が支給を受けた退職手当金等の一定額

相続税の節税対策



遺言書の作成が節税対策につながる

遺言書を作成しておけば、相続手続きでの相続人同士でのトラブルの防止につながります。

そしてトラブルを防止することが、結局のところ一番の節税対策になります。

遺言書を作成するとなると、各相続人の納税手段や、相続後の生活費の確保など、相続人の個々の事情を考慮することになります。

実際に財産目録を作って、整理をしていくと遺言者の方は、自分自身の思いや意思にも気づきますし、財産を整理することで、相続税の判断もしやすくなります。

相続税を考慮した遺言書を作成する手順

ただやみくもに、財産を分けるためだけに遺言書を作成すると、相続税の特例などが使えず、相続税の増加になる恐れがあります。

せっかく遺言書を作成するなら、相続税のことを確認したうえで、作成するようにしましょう。

①特例適用等の確認

特例適用、2次相続、配偶者居住権、相続債務を確認します。

特例適用とは、小規模宅地等や事業用宅地等の適用です。

また配偶者相続人がいる場合には、2次相続の対策を考えた遺言書の内容にしなければなりませんし、配偶者居住権のことも検討する必要があります。

さらに相続債務がある場合には、だれが負担するのかわかったり、相続税の債務控除（相続税の計算で実質的に債務を負担する人は、亡くなった人が、残した借入金などを遺産総額から差し引くことができます。）の検討が必要です。

②相続人や関係者に伝えたいことを書き出す

これは、エンディングノートの章でも書きましたが家族へ向けたメッセージとして、これだけは伝えておかなければならない、と思う事柄を明確にして、整理しておくことです。

遺言書の章でも書いた、付言事項にも繋がる部分ですのでしっかりと漏れのないように、検討してください。

③各相続人の分割案をまとめ相続税額を計算する

相続財産の把握や相続関係説明図（相続関係を表した家系図のようなもの）の作成が終わり、①で説明した事柄の検討をしたら、いよいよ財産の分割、相続税の計算に入ります。

ここで重要なのは、各相続人が金融資産で相続税の納税ができるかと、相続税が最小になる分割案になっているかです。

上記のように、なっていないければ分割案を変更する必要があります。

④まとまった分割案で遺言書を作成する

実際に分割案が決まったら、遺言書の作成に移ります。

公正証書遺言の場合には、公証役場での手続きが必要になります。

自筆証書遺言であれば、法務局での保管手続きをすることになるでしょう。

なおどちらにしても、遺言書は1回作ったら、それで確定するわけではありません。

撤回や取り消しをすることもできるため、後から遺言内容を変更することもできます。

ですから、遺言内容の方向性がある程度決まったら思い切って作成に踏み切るのも手段です。

事が起きてしまい、遺言書が無く、揉めるよりはまだマシですから。

遺産分割の仕方で節税対策

遺産分割は、相続人の中で相続財産をどのように分けるかを話し合う、手続きです。

この遺産分割の方法次第で、節税対策になります。

相続税は、原則、相続人個々の相続財産に課されるもののため、どの相続人に、どの財産を、どのくらい相続させるかをうまく行うことによって、ある程度は節税ができます。

特に不動産は、分割次第で節税できる、代表例です。

例えば、亡くなった方と同居していた方が当該不動産を遺産分割で単独相続し、売却すれば譲渡所得税の3000万円特別控除があります。

これは、相続税ではありませんが相続財産から発生する税金ですので、立派な節税対策です。

その場しのぎの共有相続は危険！

遺産分割や遺言書でもそうなんですが、不動産を共有で相続することは、お勧めできません。

共有にすると、売却したり、賃貸しづらくなるためです。

さらに共有ですから、収益や費用もすべて分割ですのでお金の計算も面倒になります。

また相続人が死亡してさらに相続が発生するとさらに、共有者が増えて、手続きがより煩雑になるためです。

もちろん、共有にする場合でも、相続税などの関係で一旦、共有名義にしてすぐ不動産を売却することが取り決められているなどであれば、話は別です。

ここでの話は、共有にした後の予定が何も立っていない状態での共有にする場合の話です。

認知症対策

～任意後見という選択肢～



任意後見とは？

任意後見は、ご自身が認知症になった場合などを心配する人が、公証役場で公正証書として、受任者（将来の自分の後見人になる人）と任意後見契約を締結します。

この段階では、任意後見契約はまだ効力がありません。

契約は結んだけど眠っている状態です。

その後、実際に本人が認知症などで判断能力が衰えてきたら、家庭裁判所に申し立て（予約した後見人が就任するための手続き）をします。

任意後見は、任意後見契約で付与された範囲内で、財産管理や法律行為を裁判所から選任された監督人による監督の下で、行う行為です。

いわば任意後見制度は、後見人の予約ともいえる制度です。

任意後見人について

先の任意後見契約で任意後見になる予定の人を「任意後見受任者」と呼びます。

任意後見人になるのは、実際に本人が認知症などになって裁判所に申し立てをした時です。

任意後見人の資格

任意後見人は資格の制限がなく誰でもなれますし、本人が自由に決めることができます。

子供や甥、姪、知人友人などでも大丈夫ですし、もちろん司法書士などの専門職でもなれます。

そして、任意後見人は、できればご本人よりも若く10歳以上は年下であることが良いとされています。

任意後見人の役割



任意後見人の役割として、身のまわりの保護として、生活に関する手続き、介護サービス契約、入退院の手続きや費用支払いなどがあります。

また財産管理として、お金をおろして本人に届けたり、施設、病院への支払い、年金の管理、家賃地代の支払い、などがあります。

逆に、任意後見人に出来ない事として医療同意（注射、輸血、手術などの同意）、延命治療、尊厳死などの同意はできませんし、看取りの場面でも法的権限はありません。

ただこれらの同意権限はなくても、認知症になる前にご本人から聞き取りをして、本人の希望を医療関係者や介護関係者に伝える役割は有ると言えます。

実際に任意後見人がどこまで代理をしていくかは、任意後見契約の中で「代理権目録」に定めていくことになります。

任意後見に関して、メリット、デメリットをまとめると以下のようになります。

任意後見の**メリット**

- ①元気なうちに後見の予約（認知症保険）ができる
- ②自分で後見人を選べる
- ③契約内容の融通が利く（解約も比較的容易）

任意後見の**デメリット**

- ①既に認知症（まだら）だと契約ができない
- ②任意後見人が死亡したり、解任されると法定後見に移行する

見守り契約



見守り契約とは？

見守り契約は、任意後見契約の効力の生ずる前段階での契約です。

専門職などの第三者が任意後見受任者（将来後見人になる予定の人）になる場合に、見守り契約は任意後見契約とセットでされることがある契約です。

見守り契約には主に二つの目的があります。

この目的達成のための必要な内容が盛り込まれる形になります。

見守り契約の目的

①来る任意後見契約の発効（ご本人が認知症の発症）に備えて、ご本人と信頼関係を築くこと

②任意後見契約の発効前（認知症になる前）までのご本人の心身の健康状態、生活状況の把握

具体的には、ご自宅への訪問、連絡の手段や頻度などを取り決めていきます。

またご本人の心身の健康状態、生活状況を把握することで、裁判所に対して任意後見監督人の選任申し立て（任意後見契約の発動）を適切なタイミングでするための取り決めもします。

例えば緊急連絡先として、任意後見受任者（将来後見人になる予定の人）を指定したり、入院時の手続きを任意後見受任者に依頼する取り決めをしたりします。

見守り契約の終了

見守り契約はあくまで、任意後見契約が発動する前段階の契約ですので、任意後見契約が発動したら終了しますし、ご本人が死亡したり、法定後見、補佐、補助の審判を受けたり、任意後見契約自体が解約されたら、見守り契約も終了します。

任意後見受任者（将来後見人になる予定の人）がご本人と信頼関係を築くことは、任意後見契約を結んだ上で、一番初めにすべきことです。

見守り契約があることで任意後見受任者は、ご本人と何度もお話をして、ご本人のことを深く理解することで、来る任意後見契約に備えていくわけです。

財産管理等委任契約



財産管理等委任契約ってなに？

別名「任意代理契約」とも言います。

ご本人（認知症を心配される方）が判断能力があるうちに契約し効力が出るもので、この点が、任意後見契約との大きな違いです。

（任意後見契約は契約は判断能力があるうちにしますが、効力が出るのはご本人が認知症になった時です）

銀行の口座管理や通帳や印鑑の管理など契約内容は、当事者間で自由に定めることができます。

判断能力はしっかりしているが、体の調子が悪いから銀行や市役所なんかには代わりに、行ってほしいなどの要望に応えやすい契約です。

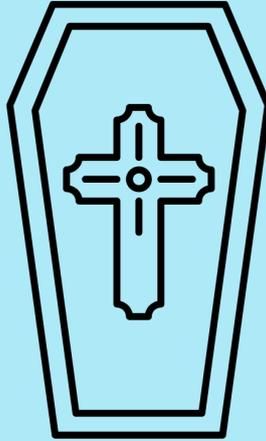
また管理する財産の範囲も自由に定められますので、ご本人のニーズに合わせた、融通の利きやすい契約でもあります。

具体的な契約内容は？

- ・ **預金の管理、払い戻し、預入、振り込み依頼**
- ・ **生活費の送金、日用品の購入、などの日常生活に関する取引**
- ・ **役所などでの諸手続きに関する一切の事務**
- ・ **医療機関、介護、福祉サービスに関する費用の支払い**
- ・ **上記の契約手続きや解約手続きなど**
- ・ **社会保険、公共料金の支払い**

***あくまで一例です**

死後事務委任契約



死後事務委任契約とは？

施設や病院で死亡した場合の未払いの施設利用料、入院費の支払い、遺体の引き取り、葬儀（そもそも葬儀をするのか？）、火葬、納骨、永代供養をするのか？、居住していた施設の片づけ、遺品整理などの事務手続き全般をすることです。

死後事務委任契約では、任意後見契約ではカバーしきれない、これらの事務手続きを委任する契約をしておきます。

生前対策の一つとして、遺言書作成がありますが、遺言書では法的に効力を発生させることができる事項（法定事項）は、決まっているため死後の事務手続きの全てをカバーしきることはできません。

もちろん遺言書を作成することは、資産管理の点からは必要不可欠ですが、例えば身近に頼れる親族がいないとか、おひとり様の方は、死後事務委任契約をする意味があると言えるでしょう。

通常、死後事務委任契約はご本人の判断力がある元気な時に、任意後見契約と一緒に契約します。

契約書は、契約内容が固まった状態であれば、公正証書で作成します。

メリット

- ・ **遺言書ではカバーしきれない死後の手続きをカバーできる**
- ・ **認知症になる前のご本人の希望を反映させられる**
- ・ **煩わしい死後の手続きを一括して任せられる**

デメリット

- ・ **身近に頼れる人が、いない人でないと必要性がない**
- ・ **遺産相続のことについてはカバーできない**

民事信託



民事信託とは？

信託は、委託者（財産の所有者）が一定の財産（不動産、金銭など）を受託者（財産を管理する役割の人）に託して、信託した財産から生じた、利益を受益者（利益を受け取る人）が受け取る仕組みの契約です。

一般的な民事信託では、委託者と受益者が同一であることが多いです。（自益信託）

具体的な例を出すと、父が委託者兼受益者で、息子が受託者という形です。

信託内容は、委託者がどのような目的で、誰に、どの財産を、どういう方法で託すかを信託契約で定めることにより信託内容が決まります。

信託の種類

（契約信託）

民事信託では最も一般的な方法です。
委託者と受託者の契約によって信託が成立します。
契約と同時または速やかに委託者から受託者に信託対象
財産が移転します。

（遺言信託）

遺言によって信託を成立させる方法です。
信託契約の内容を遺言書に盛り込むこととなります。
そして遺言なので、遺言者の死亡によって効力が発生し
ます。

（自己信託）

委託者が自己の財産について、信託財産として管理して
いく（委託者と受託者が同一）信託方法です。
自己完結してしまう、信託方法のため、公正証書での作
成が必要だったり、記載事項も法律で決められていま
す。

商事信託とは

商事信託は、受託者（信託財産を管理する法人など）が営利を目的として信託財産を取り扱うのが商事信託です。

具体的には、信託銀行や信託会社が受託者になり顧客の財産を受け取り、資産運用をしていくイメージでしょうか。

受託者になる、信託会社は「信託業法」という法律によって、規制され、信託会社は内閣総理大臣の免許を受けなければ、営むことはできません。

民事信託との違いは？

上記で説明した通り、商事信託は「信託業法」という法律によって、規制されており、金融庁の監督を受けます。

それに対し、民事信託はそういった監督は受けません。

理由は、受託者が「業」として信託財産の管理を行っていないからです。

商事信託のメリットは、金融長の許可のもと信用のおける、財産管理を行ってくださるし契約内容がわかりやすい、安心感があります。

逆にデメリットは、あくまで「サービス商品」ですので、契約内容に柔軟性がなく、信託会社へ支払う報酬は高くなります。

ただ民事信託でも、法律専門職に契約書作成やコンサルティングを依頼すれば費用は高額になりますので、総合的に考えて、商事信託のほうがメリットがあることもあります。

信託サービスを受けるときは、民事信託と商事信託どちらを選んだほうがメリットがあるかを慎重に検討していくことをお勧めします。

家族信託は 認知症対策になる？



認知症でも家族信託は利用できるのか？

前提として家族信託（民事信託）は、ご本人が認知症の状態だと利用はできません。

理由は、信託契約（契約信託）は財産の所有者（委託者）と財産を管理する人（受託者）の契約で成立するため、ご本人が認知症だと、意思能力がないため契約が無効扱いになるためです。

民事信託には、その他にも遺言信託や自己信託というものがありますが、いずれも認知症の状態だと利用は難しいです。

認知症になる前に契約を

裏を返せば、認知症になる前に、契約を結べばその後に、ご本人が認知症になったとしても、法定後見人が選任されて、後見人が代わりに各種権利を行使できます。

ただ後見人の権限は、信託契約の変更、終了などの意思決定に関わるものについては、信託契約の範囲内で行使可能になるため、受益者の権限と給付内容（信託契約では受益者に給付、請求権があるため）を明確に定めておくことが必要です。

他の制度との併用で対策ができる

信託契約は、人というよりも、財産に着目した契約です。

ですので、後見制度のように、身上監護（介護契約、病院、施設入所契約など）は信託契約ではカバーできません。

ご本人の身上監護も検討されているなら、任意後見や見守り契約などを利用して認知症対策をするほうがいいでしょう。

資産承継の面で考えると、信託契約は、遺言と異なり、2世代先まで財産を承継させれますし、資産活用が遺言や後見制度に比べて柔軟な設定が出来ます。

認知症対策をするうえで、お持ちの資産をどのように管理、処理していくかは、重要事項ですので、信託は非常に有効な対策になると思います。

ご自身の状況に合わせて、最適な認知症対策の手続きを利用されることをお勧めします。

家族信託の デメリットについて



家族信託は、生前対策、相続対策になる有用な制度ではありますが、万能ではありません。

2007年に信託法が改正され、歴史が浅いため、法的な取り扱いが不透明な部分もあるため注意が必要です。

デメリットの具体例

・ 契約には家族（関係者）全員の理解が必要

信託契約は、委託者と受託者だけで出来てしまいますが、他の相続人の知らないところで、契約を結び、財産管理を特定の相続人だけが行うようになるとトラブルの元になりかねません。

・ 法律的、税金面での解釈が確定していない

冒頭でも書きましたが、まだ制度の歴史が浅いため、判例（裁判所の見解）の数が少なく、取り扱いが不透明な部分が多いです

・ 受託者は無限責任を負う

財産管理をする人を受託者といいますが、受託者は信託取引に当たって、生じた債務（お金などを支払う義務）の支払いができない場合、信託財産の範囲で支払いができない場合、受託者自身の財産をもって支払う義務が生じます。

これを無限責任というのですが、受託者は非常に重い責任になるわけです。

・信託口座の開設などの金融機関の対応が定ま ていない

信託契約をすると金銭は、受託者が専用の口座で管理します。

これを「信託口座」といい、この口座は受託者の固有財産の口座ではないため受託者が仮に死亡しても、相続財産と扱われず、口座は凍結されないのが原則です。

ただ金融機関によっては、その口座を固有財産扱いの口座として凍結してしまうこともあるようなので、口座開設時にしっかりと確認することが大切です。

まとめ

弊所の「終活に役立つ！生前対策ブック」いかがだったでしょうか？

「終活」と言っても、この資料で取り上げただけでも、たくさんの事柄があることがわかったと思います。

この「終活に役立つ！生前対策ブック」があれば、これから終活をしていく方のお役に立てる内容になるように、作成しました。

太田合同事務所では、任意後見契約、遺言書作成、相続手続き、民事信託などお客様のニーズに合わせて、様々なプランのサービスをご用意しています。

ぜひお含みおき下さい。

太田合同事務所の
お問合せページ→



<https://otagodo.com/contact/>

太田合同事務所の
遺言書作成サービス→



<https://otagodo.com/igonsyo-saport/>

ホームページからでも遺言書作成サービス
任意後見、民事信託のページが見れます。

「太田合同事務所」で検索！

